

シニア志向プロダクト育成業務企画提案募集要領

1 目的及び概要

青森県では、急成長が見込まれるシニア市場への県内事業者の参入を支援するため、参入意欲の醸成を図るとともに、専門家による助言・指導やテストマーケティングの実施を通じて、シニア向け商品の開発・販路拡大を支援する「シニア志向プロダクト育成業務」を実施することとしました。つきましては、本業務の委託先を選定するため、以下のとおり企画提案を募集します。

2 企画提案を募集する業務

別紙「シニア志向プロダクト育成業務委託仕様書（案）」のとおりに

3 応募資格

応募資格を有する方は、応募する時点で、次の要件を全て満たす方とします。

- (1) 青森県内に事務所又は事業所を有する法人又は個人事業主であること。
- (2) 当該事業を的確に遂行できる能力を有すること。
- (3) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職者（候補者を含む）や政党などを推薦、支持又は反対する目的の団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体や個人でないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本県における一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）による手続きを行っているものでないこと。
- (6) 青森県発注の契約に係る指名停止処分を受けていないこと。
- (7) 国税及び地方税等の滞納がないこと。
- (8) NPO法人については、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく事業報告書等を提出していること。

4 委託件数及び予算額

- ・ 委託件数 1件
- ・ 予算額 3,300,000円（消費税及び地方消費税含む）

※委託契約額は、委託先候補者の選定後、青森県が委託先候補者から徴取した見積書の内容を精査し、予算の範囲内で決定します。したがって、企画提案額と委託契約額が同額にならないことがあります。

5 委託契約期間

委託契約日から令和8年2月27日（金）まで

6 応募までの流れ

(1) スケジュール

- ア 質問受付の期限
令和7年5月9日（金）17時
- イ 応募期限
令和7年5月16日（金）17時
- ウ 書類審査
令和7年5月中旬（予定）
- エ 契約締結時期
令和7年5月下旬（予定）

(2) 応募方法

企画提案競技に参加しようとする者は、下記（3）に掲げる書類を各5部（正本1部、副本4部）、下記問合せ先・応募窓口まで提出ください。

(3) 提出書類

- ア 企画提案書（様式1）
- イ 会社概要（関連業務実績、国や地方自治体等公的機関からの受託実績、組織体制、経営状況等）
- ウ 企画提案内容（A4判）
実施方針、実施手法、実施計画、業務推進体制・スタッフ紹介、その他提案事項等
- エ 経費積算書

7 審査の方法及び選定基準等

(1) 審査の方法

応募期限後、(2)の選定基準を基に総合的に評価し、書類審査により委託事業者を選定します。

(2) 選定基準

- ア 遂行能力
 - ・業務遂行に必要な実績、ノウハウ、ネットワーク等を保有しているか。
 - ・シニア向けプロダクト開発・販路開拓に関する知識・理解があるか。
 - ・実施内容に応じた人員体制となっているか。
 - ・事業を実施するための経営基盤・管理体制が整っているか。
- イ 実施内容
 - ・実施方針や実施手法は妥当であるか。
 - ・セミナー及びアカデミーの内容は魅力的かつ効果的であるか。
 - ・テストマーケティングの実施内容は効果的であるか。
- ウ 経費の見積内容
 - ・経費内容及び積算が妥当であるか。
- エ その他
 - ・積極性が感じられるか。
 - ・独自の創意工夫がみられるか。

8 選定結果の通知と契約の締結

(1) 選定結果の通知

採否を問わず、提案者に対して文書によりお知らせします。

(2) 委託契約の締結

ア 委託契約の締結に当たっては、地方自治法や青森県財務規則をはじめとする諸規程に基づき、委託契約を締結します。

イ 企画提案事業の内容については、調整の上、変更することがあります。

ウ 委託業務の成果等は、原則として青森県に帰属します。

9 応募に関する質問の受付及び回答

(1) 受付期限

令和7年5月9日（金）17時必着

(2) 質問方法

・質問票（様式2）に記入の上、下記の「13 問合せ先・応募窓口」宛てに、電子メールで提出ください。

・原則として、記載方法や体裁などの一般的な事項を除き、口頭（電話連絡を含む。）による質問は、受け付けません。

(3) 回答方法

・質問票を提出した者宛てに、電子メールで回答します。

・なお、青森県において、公平性等の観点から、質問又は回答の内容が他の提案者にも知らせるべき内容等と判断される場合には、他の提案者に対しても同様の情報を通知します。

10 実績報告及び委託費の請求

(1) 実績報告

委託業務の受注者は、業務完了後、速やかに実績報告書を提出する必要があります。

(2) 委託費の請求

県が実施する完了検査に合格した後、委託費の請求が可能となります。

11 留意事項

(1) 採択された企画提案については、青森県からの委託業務として実施します（補助金ではありません）。

(2) 委託業務の実施に当たっては、委託契約書及び仕様書に従っていただきます。また、業務の受託により得られた情報等については、業務終了後においても守秘義務がありますので、留意してください。

(3) 委託費による財産の取得は認められません。

(4) 提出された企画提案書等は返却しません。

(5) 企画提案書等の提出に係る経費は提案者が負担してください。

12 情報公開・情報提供

本事業の取組状況や成果については、随時、青森県のホームページや広報紙等で公開する場合があります。

あります。

13 問合せ先・応募窓口

〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1番1号（県庁南棟4階）

青森県経済産業部 産業イノベーション推進課 ライフビジネス振興グループ

電話：017-734-9420

電子メール：innovation@pref.aomori.lg.jp